近江八幡市新一般廃棄物処理施設
整備及び運営事業

公募説明書

平成 25 年 3 月

近江八幡市

近江八幡市新一般廃棄物処理施設整備及び運営事業　公募説明書

－　目　次　－

本公募説明書は、平成 25 年 3 月 27 日付けで公告した近江八幡市新一般廃棄物処理施設整備及び運営事業（以下、「本事業」という。）を実施する民間事業者を、総合評価型プロポーザル方式により選定するにあたり配布するものである。本事業を実施する民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、本公募説明書を含む募集要項（公募説明書、要求水準書、契約書案、様式集）によるものとする。

本事業に応募するもの（以下、「応募者」という。）は、募集要項に記載された民間事業者の役割を十分理解した上で、募集要項に沿って、本事業の目的に合った条件で、応募書類等の作成等を行うものとする。

近江八幡市長　冨士谷　英正

1　総合評価型プロポーザルに付する事項

1.1　事業名

近江八幡市新一般廃棄物処理施設整備及び運営事業

1.2　事業の目的

近江八幡市（以下、「市」という。）は、一般廃棄物処理施設と都市公園からなる新エネルギーパーク（仮称）の整備を計画している。本事業は、このうち一般廃棄物処理施設を対象として、市において排出される一般廃棄物（ごみ）の焼却・資源化処理を行う新一般廃棄物処理施設（以下、「本施設」という。）の設計・施工、運営を行うものである。本施設は、平成 28 年度中に供用が開始され、約 20 年間にわたって運営が行われることを予定している。

一般廃棄物処理施設の運営コストは経年ごとに増加する傾向があり、長期的な運営計画の中でのコストダウンが重要視されている。したがって、公設民営（DBO）方式（Design：設計、Build：施工、Operate：運営　以下、「DBO 方式」という。）により、本施設を整備し、同施設の完成後約 20 年間にわたって運営することで、一般廃棄物処理施設の有効かつ効率的な整備と長期間にわたる良好な運営を図り、循環型社会の形成を推進することを目的とする。

1.3　事業予定地

近江八幡市竹町

1.4　事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

(1)　本施設の設計・施工期間：工事請負契約締結日から平成 28 年 7 月 31 日まで（最長）

(2)　本施設の運営期間：平成 28 年 8 月 1 日から平成 48 年 3 月 31 日までの 19 年 8 ヶ月

※なお、設計・施工期間については、安全性等に十分配慮したうえで、期間を短縮することを妨げない。

2　担当部局

本事業において資格審査等の事務を担当する部局（以下、「担当部局」という。）は以下のとおりとする。

担当部局　　　近江八幡市市民部新施設整備推進室
郵便番号　　　〒523-8501
住　　所　　　滋賀県近江八幡市桜宮町236番地
電　　話　　　0748-36-5567
ＦＡＸ　　　0748-36-5882
電子メール　　010605@city.omihachiman.lg.jp

また、市は、本事業に関して担当部局が行う事務に対する助言を行うものとして、以下のアドバイザーを置く。

株式会社日本総合研究所
同協力企業　復建調査設計株式会社
同協力企業　ベーカー＆マッケンジー法律事務所

3　事業内容等

3.1　事業内容

(1) 熱回収施設では、ごみを焼却し、無害化、安定化を行う。
(2) 熱回収施設の炉の方式は、ストーカ式又は流動床式燃焼方式とする。
(3) リサイクル施設のうち、破砕選別では、不燃ごみ、粗大ごみ及びビン類選別残渣の処理を行う。
(4) リサイクル施設のうち、ストックヤードでは、資源ごみの処理・保管を行う。
(5) 焼却運転の安全・安定化と省力化を図るため自動運転制御とする。
(6) 最新の技術により施設を整備し、公害防止関係諸法令の規制基準を十分満足するとともに周辺環境に配慮し、安定した運転ができる施設とする。
(7) 熱回収施設の運転により生じた余熱等のエネルギーの有効活用を図るため、高効率発電及び隣接する都市公園への熱供給を行う。
(8) 効率的な運転が可能で、快適かつ安全な作業環境の整った施設とする。
(9) 将来の基幹的整備に配慮した施設とする。
(10) 見学者対応や環境学習に配慮した施設とする。

3.2　事業手法

本事業は、DBO 方式で実施するものとし、市は、本施設の設計・施工に係る資金を調達し、本施設を所有するものとする。なお、本施設の整備については、環境省「循環型社会形成推進交付金」(以下、「交付金」という。)の対象事業として考えている。

民間事業者は、単独又は特定建設工事共同企業体（以下、「異工種 JV」という。）を設立し、本施設の設計・施工（以下、「設計・施工業務」という。）を行う。

さらに、民間事業者は、特別目的会社（以下、「運営事業者」という。）を設立し、約20年間にわたって、本施設の運転・維持管理・補修等の業務（以下、「運営業務」という。）を行う。

3.3　契約の形態

市は、本事業について民間事業者に設計・施工業務及び運営業務を一体の事業として発注するために、本事業に係る基本協定及び基本契約（以下、「基本契約等」という。）を民間事業者と締結する。

また、市は、基本契約等に基づき、民間事業者のうち本施設の設計・施工業務を担当する者（以下、「工事請負事業者」という。）と、本事業に係る工事請負契約（以下、「工事請負契約」という。）を締結する。

また、市は、基本契約等に基づき、民間事業者のうち本施設の運営業務を担当する運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約（以下、「運営業務委託契約」という。）を締結する。

基本契約、工事請負契約、運営業務委託契約の3つの契約をまとめて、以下「特定事業契約」という。

3.4　民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。なお、民間事業者は、事業期間を通じ、市が行う行政手続等に対して協力することとする。

3.4.1　事前準備

民間事業者は、本事業の業務の一部である本施設の運営業務を担当させるために、事業会社たる特別目的会社を適法に設立する。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。

なお、本施設の完成後は、同施設の敷地内に、特別目的会社の本店所在地を登記しても良いこととする。

3.4.2　設計・施工業務

(1) 工事請負事業者は、市と締結する工事請負契約に基づき、本施設の設計・施工業務を行う。
(2) 設計・施工については、機械設備工事、土木工事、外構工事、建築及び建築設備工事、建築電気設備工事、基礎工事及びその他の関連工事を含む。
(3) 施工範囲の詳細は、要求水準書を参照すること。
(4) 本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分、その他の関連業務、計画通知等の手続きに対する協力、書類整備等及び本施設の試運転（予備性能試験、引渡性能試験を含む。）を行う。

3.4.3　運営業務

(1) 搬入者への分別搬入ルールの説明・教示、処理対象物の受け入れ、受け入れた処理対象物の焼却処理、焼却処理等を経て生成される副生成物（飛灰、主灰、主灰異物等）の貯留・保管、売電等、本施設を用いて行う処理対象物の処理に係る業務を行う。（副生成物の最終処分場までの運搬を含む。）
(2) 上記業務を実施するために必要な各設備の運転及び各種の測定、測定結果の記録、並びに経常的な施設の保守管理を行う。
(3) 電気関係法令及び電気事業法（保安規程）による電気工作物の工事・維持及び運

転に関する保安業務を行う。

(4) 本施設の各設備・各機器の保守点検（法定点検、定期点検等含む)、修理及び更新を行う。

(5) 本施設の各設備・各機器の清掃・整備作業を行う。

(6) 本施設の建屋（管理スペースを含む)、敷地内の維持管理、清掃作業を行う。

(7) 本施設の保守管理上の日報・月報・年報の作成、その他統計事務の実施及び各種報告書等の作成を行う。

(8) 本施設の維持管理の記録、閲覧に係る業務を行う。

(9) 市が実施する本施設の見学者対応及び行政視察対応への協力を行う。

(10)その他、本施設の運営に関する一切の業務を行う。

3.4.4 運営業務終了時の引継業務

(1) 事業期間終了前に維持管理計画書に従い、事業期間終了後５年間にわたり本施設が要求水準書に示した機能を維持できるように適切な維持管理、補修・更新を実施すること。

(2) 本施設が事業期間終了後も継続して5年間にわたり使用することに支障のない状態であることを確認するために、第三者機関による以下の事項を含む施設機能確認（精密機能検査等）を市の立会いの下に実施すること。

1) 建物の主要構造部等に大きな汚損または破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損及び劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。

2) 内外の仕上げや設備機器等に大きな汚損または破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損及び劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。

3) 主要な設備機器等が、当初の設計図書に規定されている基本的な性能（容量、風量、湿温度、強度等計測可能なもの）を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損及び劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。

(3) 当該検査の結果、本施設が事業期間終了後も継続して５年間にわたり使用することに支障のない状態であることを確認したことをもって、事業期間終了時の確認とする。

(4) 市が、事業期間終了の５年前から行う予定である、事業期間終了後の本施設の運営方法に関する検討に協力すること。

(5) 市が事業期間終了後の本施設の運営を自ら実施する、または公募により事業者を選定すると判断した場合、次の事項に関して協力すること。

1) 本施設の運転、維持管理に必要な書類等の整備、提出（図面、維持管理履歴、トラブル履歴、取扱説明書、調達方法、財務諸表)

2) 市または市が指定する第三者への引継ぎ業務等

3) 本施設の維持管理計画の立案、市や関係者との必要な協議等

4) 新たな運営事業者による施設及び運転状況の視察

5) 事業期間終了後の運営支援（費用が発生しない範囲でのアドバイス等の支援)

6）特殊部品等の提供を含めた技術的協力

7）その他新たな運営事業者の円滑な業務の開始に必要な支援

(6) 市が事業期間終了後の本施設の運営事業者を公募により選定することが適切でないと判断した場合、本施設の運営の継続に関して協議に応じること。この場合、委託費算定のために運営期間中の次の項目に関する費用明細等を提出すること。

1）人件費

2）運転経費

3）維持管理費

4）調達

3.4.5 地域経済への貢献

民間事業者は、施工に際して可能な限り、地元企業（近江八幡市内に本店・本社を有する企業）へ工事及び資材調達等の発注を行うこと。また、運営に際し地元雇用への配慮を積極的に行うこと。

3.4.6 その他

民間事業者は、本事業に係る交付金の申請手続きを含む行政手続きに協力する。

3.5 市が実施する業務の範囲

市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

3.5.1 用地の準備

市は、本事業を実施するための用地を確保する。

3.5.2 処理対象物の搬入

市は、広く市民・排出事業者等に対してごみの分別搬入ルール等に関する啓発及び指導等を行うとともに、市の管理のもと収集される処理対象物の搬入を行う。

市は必要に応じて、本施設において搬入指導を行う。

3.5.3 資源物のリサイクル業者への引渡し

市は、民間事業者が処理・保管した資源物を引取り、リサイクル業者に引き渡す。

3.5.4 本事業のモニタリング

市は、設計・施工段階及び運営段階において、本事業の実施状況の監視を行う。民間事業者は市が行うモニタリングに協力する。

3.5.5 住民への対応

市は、周辺住民や市民からの意見や苦情に対する対応を民間事業者の協力のもと行う。

3.5.6 行政視察・施設見学者への対応

市は、本施設の行政視察及び施設見学者への対応を行う。なお、運営事業者は必

要な資料の作成等の協力を行う。

3.5.7 施設整備費及び運営費の支払い

市は、近江八幡市財務規則に基づき、施設整備費を原則、出来高に応じて年度毎に工事請負事業者へ、運営費を運営期間にわたって月毎に運営事業者に支払う。

また市は、工事請負事業者への施設整備費の前金払いについて、近江八幡市建設工事執行規則第 29 条に基づき、工事請負事業者からの請求により当該請負工事の請負代金額(当該工事が債務負担行為に係る請負契約である場合にあっては、当該請負代金額のうち各年度に支払うべき額)の 4 割を超えない範囲内において 1 億円を限度として前払いすることができる。

3.5.8 その他

市は、本事業に係る交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応を行う。

4 応募者の審査及び選定

応募者の審査及び選定は、公平性、透明性の確保並びに民間事業者における市の意向の理解促進、民間事業者の創意工夫発揮の観点から「総合評価型プロポーザル方式」で行うものとする。

まず、応募者が募集要項に規定する事業に参加するに足る資格を有していることを確認する。続いて応募者の提案内容が、本事業の目的を達成し、技術的観点等から市が要求する性能要件を満足することが見込める内容であることを確認する。最後に、非価格要素及び価格に関する総合評価を行い、最も優れた応募者を優先交渉権者として決定する。

4.1 審査及び選定の手順

審査及び選定は段階的に実施する。応募者の審査に関しては、「4.3」に示す事業者審査委員会において審査及び評価を行うものとし、その結果を受けて、市が優先交渉権者を決定する。なお、公告から契約締結に至るまでの流れは、次に示す図表のとおりである。

図表　募集要項の公表から契約締結までの流れ

4.2　選定スケジュール（予定）

優先交渉権者の決定までのスケジュールは、次を予定している。

(1) 公告	平成 25 年 3 月 27 日
(2) 募集要項（第 1 部）の公表	平成 25 年 3 月 27 日
(3) 資格審査に関する質疑提出締切	平成 25 年 4 月 3 日
(4) 資格審査に関する質疑回答	平成 25 年 4 月 10 日
(5) 募集要項（第 1 部）に関する質疑提出締切	平成 25 年 4 月 10 日
(6) 資格審査申請書類の提出締切	平成 25 年 4 月 17 日
(7) 資格審査結果の送付	平成 25 年 4 月 24 日
(8) 募集要項（第 2 部）の送付	平成 25 年 4 月 24 日
(9) 募集要項（第 1 部）に関する質疑回答の送付	平成 25 年 4 月 24 日
(10)対話用資料提出締切	平成 25 年 5 月 15 日
(11)募集要項（第 2 部）に関する質疑提出締切	平成 25 年 5 月 15 日
(12)応募者との対話	平成 25 年 5 月 22 日・23 日
(13)対話の追加質疑提出締切	平成 25 年 5 月 29 日
(14)募集要項（第 2 部）に関する質疑回答の送付	平成 25 年 6 月 5 日
(15)対話の追加質疑回答の送付	平成 25 年 6 月 5 日
(16)応募書類の提出締切	平成 25 年 7 月 17 日
(17)本審査の実施	平成 25 年 7 月～9 月
(18)総合評価の実施	平成 25 年 9 月下旬
(19)優先交渉権者の決定	平成 25 年 9 月下旬
(20)基本協定の締結	優先交渉権者の決定後速やかに
(21)運営事業者の設立	優先交渉権者の決定後速やかに
(22)契約詳細の協議	平成 25 年 10 月～11 月
(23)仮契約の締結	平成 25 年 11 月下旬
(24)特定事業契約の締結	平成 25 年 12 月

4.3　事業者審査委員会の設置

市は、応募者の審査を実施するに当たって「近江八幡市新エネルギーパーク（仮称）整備運営事業者選定等委員会」（以下、「事業者審査委員会」という。）を設置する。審査委員は、以下のとおりとする。（なお、審査委員については、人事異動等で変更になる可能性がある。）

委　員	吉原福全	（立命館大学理工学部　教授）
委　員	向井　明	（立命館大学　客員研究員）
委　員	香川雄一	（滋賀県立大学環境科学部　准教授）
委　員	江口直明	（ベーカー＆マッケンジー法律事務所　弁護士）
委　員	津村孝司	（近江八幡市副市長）
委　員	吉田正樹	（近江八幡市総合政策部長）
委　員	中塚靖彦	（近江八幡市都市産業部長）
委　員	森岡孝文	（近江八幡市市民部長）

5　募集要項

5.1　募集要項の構成

募集要項は、次の(1)から(4)までの書類により構成される。これら書類は応募書類を作成するに当たっての条件であり、契約締結時に契約当事者を拘束する条件となるものである。

(1) 公募説明書
(2) 要求水準書
(3) 契約書案
　（基本協定書案、基本契約書案、工事請負契約書案、運営業務委託契約書案）
(4) 様式集（第1部、第2部）

5.2　募集要項（第1部）の公表

募集要項のうち、公募説明書、要求水準書及び様式集（第1部）（以下、「募集要項（第1部）」という。）を次のとおり公表する。

(1) 公表日：平成25年3月27日（水）
(2) 方　法：市のホームページにおいて公表する。

5.3　募集要項（第1部）に対する質疑・回答

募集要項（第1部）に対する質疑・回答を以下のとおり実施する。

5.3.1　質疑の受付及び回答スケジュール

(1) 提出期限
　1）平成25年4月3日（水）午後5時00分まで（資格審査関連）
　2）平成25年4月10日（水）午後5時00分まで（募集要項（第1部）全般）
(2) 回答期限
　1）平成25年4月10日（水）（資格審査関連）
　2）平成25年4月24日（水）（募集要項（第1部）全般）

5.3.2　質疑の方法

質疑のある者は、「資格審査に関する質疑書（様式第1号)」及び「公募説明書・要求水準書・様式集（第1部）に関する質疑書（様式第2号)」に、その内容を簡潔に記載し、担当部局の電子メールアドレスに送信する。また、電子メール送信後、メールの到着について担当部局に確認の連絡をいれること。

なお、上記の方法以外での問い合わせには応じない。

5.3.3　回答方法

資格審査に関する質疑に対する回答は、市のホームページにおいて公表し、それ以外の回答については、資格審査を通過した応募者（以下、「資格審査通過者」という。）を対象として送付する。なお、提出のあった質疑に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、全ての質疑について回答するとは限らない。

5.4　募集要項（第 2 部）の送付

募集要項のうち、契約書案、様式集（第 2 部）（以下、「募集要項（第 2 部）」という。）を資格審査通過者に対して送付する。

5.5　募集要項（第 2 部）等に対する質疑・回答

募集要項（第 2 部）に対する質疑・回答は、資格審査通過者を対象として実施する。

5.5.1　質疑の受付及び回答スケジュール

(1) 提出期限

平成 25 年 5 月 15 日（水）午後 5 時 00 分まで

(2) 回答期限

平成 25 年 6 月 5 日（水）

5.5.2　質疑の方法

質疑のある者は、「募集要項（第 2 部）に関する質疑書（様式第 10 号）」に、その内容を簡潔に記載し、担当部局の電子メールアドレスに送信する。また、電子メール送信後、メールの到着について担当部局に確認の連絡をいれること。

なお、上記の方法以外での問い合わせには応じない。

5.5.3　回答方法

募集要項（第 2 部）に関する質疑に対する回答は、資格審査通過者を対象として送付する。なお、提出のあった質疑に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、全ての質疑について回答するとは限らない。

6　応募者の参加資格要件

応募者は資格審査申請書の受付締切日において、以下の資格要件をすべて満たすこと。

6.1　応募者の構成

(1) 応募者は、特別目的会社に出資する企業（以下、「構成員」という。）及び特別目的会社に出資しない企業（以下、「協力会社」という。構成員と協力会社を総称して以下、「構成企業」という。）から構成されるものとする。

(2) 企業グループにあっては、構成員から代表となる企業（以下、「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続きを行うこととする。

(3) 構成企業のうち、構成員は、本施設のうち熱回収施設の設計・施工、運転及び維持管理を行う企業から構成されるものとする。また、構成企業のうち、本施設の熱回収施設以外の設計・施工、運転及び維持管理を行う企業については、構成員又は協力会社として定めること。

(4) 応募者は、応募にあたり、構成員及び協力会社並びにそれぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。

(5) 代表企業、構成企業の変更は認めない。ただし、応募書類の受付締切日までの期間であって、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りでない。

(6) 代表企業、構成企業のいずれかが、他の企業グループの代表企業、構成企業となることは認めない。また、代表企業、構成企業のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社（以下、これらを総称して「関係会社」という。）に該当する各法人は、それぞれ他の応募者になることはできない。

(7) 同一応募者が複数の提案を行うことは禁止する。

6.2　応募者の参加資格要件

6.2.1　共通の参加資格要件

応募者（企業グループにあっては、その構成員及び協力会社）は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生開始手続きの申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 自社又は自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号、以下、「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っているものでないこと。（資格審査申請書類の中で暴力団排除の誓約書、役員名簿を提出すること及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。）

(4) 当該事業の応募から契約締結の日までに、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づく停止措置を受けていないこと。

(5) 「6.2.2」から「6.2.5」に示す参加資格要件を満たす企業は、近江八幡市に対して競争参加資格審査申請書を提出し、平成 24 年度有資格者名簿に登録されていること。（該当する業種において有資格者名簿に登録されていない者については、市が別途公告のうえ設定する臨時登録期間に申請を行うこと。）

(6) 「6.2.2」及び「6.2.3」に示す資格要件は、構成員となる企業で満たしていればよいものとし、「6.2.4」及び「6.2.5」に示す資格要件は、構成企業で満たしていればよいものとする。

(7) 以下に示す者又はその者と関連をもつ者でないこと。

1) 本事業に関する市のアドバイザリー業務を受託する株式会社日本総合研究所、同協力企業である復建調査設計株式会社及びベーカー＆マッケンジー法律事務所

2) 本事業の審査を行う近江八幡市新エネルギーパーク（仮称）整備運営事業者選定等委員会の委員が属する企業

なお、関連をもつ者とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 20 を超える株

式を有し、又はその出資の 100 分の 20 を超える出資をしているか、若しくは当該企業の役員(取締役以上)を兼ねている者をいう。

(8) 本施設の設計・施工を担当する企業が異工種 JV の場合の代表者は、異工種 JV を構成する企業のうち中心的役割を担う者で、その出資割合が最大であること。(代表者としての責任と権限にふさわしい施工能力を必要とすることから、例えば経営事項審査の総合評点が高い者等、構成員の中で施工能力が大きいことが判断できるもの。)

6.2.2 熱回収施設の設計・施工に関する参加資格要件

(1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有し、かつ平成 24 年度近江八幡市建設工事入札参加有資格者名簿に清掃施設工事で登録されていること。

(2) 以下の要件を満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設を建設した実績を有すること。ただし、施設については平成 25 年 4 月 1 日現在で延べ 3 年以上の稼働実績を有する施設であること。また、以下の要件すべてを、必ずしも 1 つの施設で満たす必要はない。

1) 全連続式焼却炉（ストーカ炉又は流動床炉）

2) 廃棄物発電設備のついた焼却炉（炉形式は問わない）

(3) 本施設工事に関し、次に掲げる要件をすべて満たす者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置できること。（建設業法第 7 条第 2 項に規定する営業所の専任技術者となっている者は、本施設工事の技術者として配置できない。）

1) 清掃施設工事について建設業法に規定する技術者

2) 直接かつ連続して 3 ヶ月以上の雇用関係を有する者

3) 監理技術者については、清掃施設工事に係る監理技術者資格証を有する者であること。なお、資格証の交付（更新を含む。）を平成 16 年 3 月 1 日以降に受けた者は、過去 5 年以内に受講した監理技術者講習修了証を併せて有すること。

6.2.3 熱回収施設の運転及び維持管理に関する参加資格要件

(1) 平成 24 年度近江八幡市役務提供入札参加有資格者名簿にプラント施設等維持管理・運転管理業務で登録されていること。

(2) 以下の要件を満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設において延べ 1 年以上の運転管理実績があること。ただし、施設については平成 25 年 4 月 1 日現在で延べ 3 年以上の稼働実績を有する施設であること。また、以下の要件すべてを、必ずしも 1 つの施設で満たす必要はない。

1) 全連続式焼却炉（ストーカ炉又は流動床炉）

2) 廃棄物発電設備のついた焼却炉（炉形式は問わない）

6.2.4 リサイクル施設の設計・施工に関する参加資格要件

(1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する清掃施設工事に係

る特定建設業の許可を有し、かつ平成 24 年度近江八幡市建設工事入札参加有資格者名簿に清掃施設工事で登録されていること。

(2) 以下の要件を満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設を建設した実績を有すること。ただし、施設については平成 25 年 4 月 1 日現在で延べ 3 年以上の稼働実績を有する施設であることとする。また、以下の要件すべてを、必ずしも 1 つの施設で満たす必要はない。

1) 可燃及び不燃性粗大ごみの破砕施設

2) リサイクル施設

(3) 本施設工事に関し、次に掲げる要件をすべて満たす者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置できること。（建設業法第 7 条第 2 項に規定する営業所の専任技術者となっている者は、本施設工事の技術者として配置できない。）

1) 清掃施設工事について建設業法に規定する技術者

2) 直接かつ連続して 3 ヶ月以上の雇用関係を有する者

3) 監理技術者については、清掃施設工事に係る監理技術者資格証を有する者であること。なお、資格証の交付（更新を含む。）を平成 16 年 3 月 1 日以降に受けた者は、過去 5 年以内に受講した監理技術者講習修了証を併せて有すること。

6.2.5 リサイクル施設の運転及び維持管理に関する参加資格要件

(1) 平成 24 年度近江八幡市役務提供入札参加有資格者名簿にプラント施設等維持管理・運転管理業務で登録されていること。

(2) 以下の要件を満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設において延べ 1 年以上の運転管理実績があること。ただし、施設については平成 25 年 4 月 1 日現在で延べ 3 年以上の稼働実績を有する施設であることとする。また、以下の要件すべてを、必ずしも 1 つの施設で満たす必要はない。

1) 可燃及び不燃性粗大ごみの破砕施設

2) リサイクル施設

6.3 参加資格の喪失

応募者の構成企業が、契約締結日までの間に「6.2 応募者の参加資格要件」に掲げる資格を欠くこととなった場合は、当該応募者の参加資格を取り消す。

ただし、当該要件に掲げる資格を欠くこととなった企業が、代表企業に該当せず、当該企業の脱退又は変更が資格審査に影響を与えない等応募手続の透明性、公平性を害さないと市が特に認める場合に限り、応募書類の受付締切日までの間に、当該要件に掲げる資格を欠くこととなった企業を脱退させ又は新たな企業に変更した上で新たに応募者を構成し、応募手続きを継続することができる。

7 資格審査

応募者は、次にしたがって資格審査の申請を行い、審査を受けるものとする。

7.1　資格審査申請書類の提出

応募者の代表企業（以下、「参加表明者」という。）は、構成企業が、「6.2 応募者の参加資格要件」に掲げる要件を満足することを証明するため、「資格審査申請書（様式第 3 号）」及び参加資格確認資料（以下、総称して「資格審査申請書類」という。）を担当部局に提出しなければならない。

7.2　参加表明者が提出する資格審査申請書類

資格審査申請書類は以下のとおりとする。

(1) 資格審査申請書（様式第 3 号）
(2) 応募者の構成（様式第 4 号①②）
(3) 委任状［代表企業への委任状］（様式第 5 号）
(4) 本施設の設計・施工業務を行う企業が、各々担当する部分に関する主任技術者又は監理技術者として専任で配置する予定の技術者の資格経歴等（様式第 6 号）
(5) 本施設の設計・施工業務を行う企業の実績（様式第 7 号①②）
(6) 本施設の運営業務を行う企業の実績（様式第 8 号①②）
(7) 各構成企業の組織体制（部門等）が確認できる書類
(8) 6.2.2(1)及び6.2.4(1)に規定する建設業法第3条第1項の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を証明する書類（許可書の写し等）
(9) 経営事項審査の最新の評点が確認できる書類
(10)暴力団排除の誓約書（様式第 9 号①②）

〈各様式に添付して提出を求める書類〉

- 代表企業の財務的信用力を証明する書類（格付、財務諸表（3 期分）等）（様式第 4 号に添付）
- 主任技術者又は監理技術者について、当該資格等を証する書類（様式第 6 号に添付）
- 監理技術者のうち、資格証の交付（更新を含む。）を平成 16 年 3 月 1 日以降に受けた者は、過去 5 年以内に受講した監理技術者講習修了証の写し（様式第 6 号に添付）
- 専任で配置する主任技術者又は監理技術者について、直接かつ連続して 3 か月以上の雇用関係を証明する書類（様式第 6 号に添付）
- 主任技術者又は監理技術者として業務を行った施設が自社施設の場合、当該施設の設置許可等実績を証明する書類（必要に応じて様式第 6 号に添付）
- 様式第6号に記載する業務を受託していることを証明する書類及び施設の概要が分かる書類（様式第 6 号に添付）
- 熱回収施設・リサイクル施設の設計・施工実績について、施設等の概要を判断できる資料及び納入実績を有していることを証明する書類(様式第7号①②に添付)
- 熱回収施設・リサイクル施設の運転及び維持管理実績について、施設等の概要を判断できる資料及び運転実績を有していることを証明する書類（様式第 8 号①②に添付）
- 熱回収施設・リサイクル施設の設計・施工実績の受注形態がＪＶの場合は、ＪＶ構成と役割分担が分かる資料（必要に応じて様式第 7 号①②に添付）

7.3　近江八幡市有資格者名簿への登録

本事業への応募を希望する企業のうち、該当する業種において平成24年度近江八幡市有資格者名簿に登録されていない者については、市が別途定める「平成24年度近江八幡市新一般廃棄物処理施設整備及び運営事業における競争参加資格審査申請書提出要項」に従い、平成25年4月11日（木）から平成25年4月15日（月）まで（土曜日、日曜日を除く。）に資格審査申請書を提出すること。

なお、「6.2.1(5)」に記載しているとおり、該当する業種において平成24年度近江八幡市有資格者に登録されていることは、構成員、協力企業を問わず必要な要件であることに留意すること。

また、平成25年1月16日に入札公告を行い、平成25年3月7日に中止公告を行った近江八幡市新一般廃棄物処理施設整備及び運営事業に関連して定めた「平成24年度近江八幡市新一般廃棄物処理施設整備及び運営事業における競争参加資格申請書提出要項」に従い既になされた登録は、本事業においても有効とする。

7.4　資格審査申請書類の提出方法

資格審査申請書類は、持参により、平成25年4月17日（水）午後5時00分までに担当部局へ提出すること。郵送又は伝送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。

なお、提出部数は、正本1部、副本（正本のコピー）1部とし、ファイリングする等、整理した上で提出すること。

7.5　参加資格要件の確認方法

応募者の参加資格要件の確認は、提出された資格審査申請書類に対する書類審査により行う。

7.6　応募者の選定

市は、「6.2応募者の参加資格要件」に掲げる要件を満たすことが確認された応募者のみ、本審査に参加できるものとする。

7.7　資格審査結果の通知

資格審査の結果は、平成25年4月24日（水）に書面により各参加表明者へ通知する。なお、暴対法の照会の結果によっては、資格を失う場合がある。

7.8　参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 総合評価型プロポーザルへの参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

8　対話の実施

市は、以下に基づき、資格審査通過者との対話を行う。

8.1　対話の目的

8.1.1　本事業の位置づけや市の意図の理解促進

本事業は、「循環型社会の実現に貢献すべき事業」として実施され、以下に示すコンセプトを有する。そのため、応募者が、市にとっての本事業の位置づけや特徴を理解した上で、提案を作成できるよう、必要な情報を的確に伝える必要がある。

(1) 安心・安全な施設
(2) 事業運営の安定性
(3) 環境への配慮
(4) 事業の効率性
(5) 周辺環境・地域との調和

8.1.2　要求水準未達の防止と創意工夫の発揮

本事業は性能発注により行われるため、応募者に事業条件等を正しく伝えることができない場合、民間事業者の提案内容が要求水準未達となる可能性がある。応募者と提案内容に関する対話を行うことで、事業条件等に対する認識の齟齬を解消し、民間の創意工夫を引き出しつつ、要求水準未達となる事態を回避することが必要になる。

8.2　対話の流れ

対話は、以下の流れで実施する。なお、資格審査通過者は必ず市と対話を行うこととする。

8.2.1　対話要領の送付

資格審査通過者に対し、募集要項(第 2 部)と同時に市から対話要領を送付する。対話要領の送付にあわせて、市から対話時に確認したい事項を電子メールにおいて提示する。また、対話要領において、当日の対話の実施概要（時間配分等）を示す。

8.2.2　対話用資料の提出

対話に参加する資格審査通過者（以下、「対話参加者」という。）は、対話要領を受領後、平成 25 年 5 月 15 日（水）午後 5 時 00 分までに、対話の申込書（様式第 11 号①）及び対話用資料（様式第 11 号②③）（対話要領に示す提示資料、対話参加者からの質問事項、参加者リスト等）を担当部局の電子メールアドレスに送信する。また、電子メール送信後、メールの到着について担当部局に確認の連絡をいれること。

8.2.3　対話の実施

市と対話参加者は、対話用資料等をもとに、平成 25 年 5 月 22 日（水）又は 5 月

23日（木）に対話を行う。

8.2.4　追加質疑の提出

対話参加者は対話結果を踏まえ、対話内容に関する追加質疑がある場合には、対話に関する質疑書（様式第12号）に追加質疑の内容を簡潔に記載し、担当部局の電子メールアドレスに送信する。また、電子メール送信後、メールの到着について担当部局に確認の連絡をいれること。

なお、提出期限は平成25年5月29日（水）午後5時00分までとする。

8.2.5　追加質疑に対する回答

担当部局は、対話を踏まえた追加質疑に対する回答を、対話参加者全員に送付する。

なお、送付日は平成25年6月5日（水）とする。

9　応募書類の提出

対話終了後、資格審査通過者は、応募書類を提出する。

9.1　応募書類の構成

応募書類の構成は次のとおりとし、様式集（第2部）に沿って作成する。

(1) 価格提案書（様式第13号）
(2) 技術提案書（様式第14号）
(3) 非価格要素提案書（様式第15号）
(4) 事業計画書（様式第16号及び別紙）
(5) 要求水準適合状況表（様式第17号）
(6) 業務分担届出書（様式第18号）
(7) 委任状（様式第19号）
(8) 契約構造（様式第20号）

9.2　応募書類の提出方法

応募書類各15部（正本1部、副本14部、上記「9.1」の(1)(4)(7)については各1部。ただし、事業計画書（様式第16号別紙）については、技術提案書等の書類と同様に取り扱うこと。）とCD-R／RW　3枚を、「9.3　応募書類の提出」にしたがって持参により提出すること。市は、応募書類の提出に対して受領書を交付する。

(1) 正本1部（添付書類を含め、応募者名がわかるもの）
(2) 副本14部（添付書類を含め、正本から社名及び社名を類推できる表現・ロゴ等を外したもの。業務実績についても社名が分かるような表現は行わないこと。押印不要。）
(3) CD-R／RW　2枚（事業計画書（様式第16号）を除いたもの）
(4) 価格提案書、事業計画書（9.1(1)、(4)）及びCD-R／RW1枚（事業計画書部分）について

価格提案書、事業計画書及び CD-R／RW はそれぞれ封筒に入れ、価格提案書に押印した印鑑と同じもので封印し、総合評価型プロポーザルに参加する事業名及び価格提案書、事業計画書及び CD-R／RW 在中の旨並びに応募者名を記載して提出すること。なお、事業計画書は複数の封筒で提出が必要になる場合もあるので、そのときは「○通中の○」と記載し、提出数が明確になるようにすること。

なお、CD-R／RW には、応募書類の電子データを格納すること。また、CD-R／RW への格納の条件は次のとおりとする。

(1) CD-R／RW：Windows フォーマット
(2) 使用アプリケーション：様式の指定があるもの、説明文等は、Microsoft 社製の Word、Excel の 2000 以降のバージョン。その他図面等は、PDF 形式。
(3) ウィルスチェック：CD-R／RW はウィルスチェックを行ってから提出すること。
  1) ウィルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用する。
  2) 最新のウィルスも検出できるように、ウィルス対策ソフトには常に最新のデータに更新したものを利用する。
  3) 電子媒体の表面又は別紙電子媒体納品書に、「使用したウィルス対策ソフト名」、「ウィルス（パターンファイル）定義年月日又はパターンファイル名」、「チェック年月日」を明記する。

9.3 応募書類の提出

持参して行うこととし、郵送及び電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。代理人が持参する場合は、委任状（様式第 19 号）を提出すること。

(1) 提 出 日：平成 25 年 7 月 17 日（水） 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分
(2) 提出場所：近江八幡市市民部新施設整備推進室

電　　話	0748-36-5567
ＦＡＸ	0748-36-5882
電子メール	010605@city.omihachiman.lg.jp

9.4 応募の辞退

資格審査通過者は、応募書類提出時まで随時応募を辞退することができる。辞退する場合は、応募辞退届(様式第 21 号)を上記新施設整備推進室に直接持参すること。

9.5 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。応募を無効とした場合は、当該応募書類は返却しないものとする。
(1) 参加資格がない者による応募
(2) 近江八幡市見積り心得書に準じるほか、資格審査申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をしたもの
(3) 応募書類の記載事項が不明なもの又は応募書類に記名若しくは押印のないもの
(4) 応募書類が不足しているもの

(5) 応募者又はその代理人が同一事項の総合評価型プロポーザルに対し、2 以上の意思表示をしたもの
(6) 他人の代理を兼ね又は 2 人以上の代理をしたものに係る応募
(7) 価格提案書の金額を改ざんし、又は訂正したもの
(8) 一定の金額で価格を表示していないもの
(9) 価格提案書以外で応募をしたもの
(10)談合その他応募にあたり不正な行為があったとき
(11)「9.3　応募書類の提出」に示した方法によらないで提出されたもの（期限までに到達しなかった場合を含む。）
(12)その他応募に関する条件に違反したとき

9.6　応募に当たっての留意事項

応募に当たっては、応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に募集手続きを執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合、市は、当該応募者を募集手続きに参加させず又は募集手続きの執行を延期若しくは取りやめることがある。なお、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

また、市が必要と認めたときは、募集手続きを延期、中止、又は取り消すことがある。

特定事業契約の締結にあたっては、価格提案書に記載された金額に 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、応募者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を価格提案書に記載すること。

9.7　応募書類の修正等の禁止

応募書類の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回することは認めない。ただし、審査の過程において、市がこれらの書類の明瞭化のための問い合わせや追加資料の提出を求めることがある。

１０　本審査

市は、以下の手順を経て本審査を実施し、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

10.1 形式審査

市は、以下について形式審査を行う。形式審査では、応募書類が要求水準書等に規定された性能要件を満足するものであること等の審査を行う。

(1) 応募書類についての審査
1) 必要な書類がそろっているか
2) 書類間で整合しているか

(2) 提案と要求水準の適合性等の確認

1) すべての業務について、要求水準を満たした提案がなされているか

2) すべての業務の要求水準及び契約条件を遵守する約束をしているか

3) 提案内容が、事業の継続性の面において妥当か

10.2 非価格要素審査

「10.1　形式審査」を通過した応募者（以下、「最終審査対象者」という。）を対象に、「本審査の審査基準」（添付資料 1）に基づき、非価格要素について審査し、非価格要素点を算定する。

なお、審査に当たっては、応募者へのヒアリングを実施する。

10.3 価格審査

予算額の範囲内にある最終審査対象者の提案価格を「本審査の審査基準」（添付資料 1）に定める価格点算定式により価格点に換算し、価格点を算定する。また、提案価格と事業計画書の整合性を確認する。なお、提案価格が予算額の範囲内にない最終審査対象者は失格とする。

10.4 総合評価の実施

「10.3　価格審査」で算定した価格点と「10.2　非価格要素審査」で算定した非価格要素点をもとに、「本審査の審査基準」（添付資料 1）に定める算式により総合評価点を算定し、最終審査対象者のうち最も高い点数の者を「優先交渉権者」、次いで点数の高い者を「次点交渉権者」として選定する。

なお、総合評価点の最も高い者が 2 者以上あるときは、くじにより優先交渉権者を定めるものとする。（くじの日時及び場所については、別途指示する。）

10.5 優先交渉権者並びに次点交渉権者の決定及び公表

市は、事業者審査委員会の報告を受けて、内部の事務手続きを経て優先交渉権者並びに次点交渉権者を決定し、その結果を市ホームページにより公表する。

なお、民間事業者の応募書類の記載内容に虚偽が認められた場合には、当該民間事業者の優先交渉権者の権利又は次点交渉権者の権利を無効とする。

１１　予算額等

本事業の予算額（消費税及び地方消費税の額は含まない。）は次のとおりである。

市は、予定価格の事前公表は行わない。ただし、予定価格については予算の範囲内で決定する。

提案価格は予算額を超えないものとする。また、施設整備費、運営費についても、括弧内に示す費目ごとの価格を超えないものとする。

予算額　：　13,417,398,000 円

（施設整備費　　：　5,623,747,000 円）

（運営費　　：　7,793,651,000 円）

１２　優先交渉権者決定後の手続き

12.1 随意契約手続き

優先交渉権者の決定後、市と優先交渉権者の間で随意契約を締結するために、見積入札を実施する。

なお、優先交渉権者の応募書類の記載内容に虚偽が認められた場合には、失格とする。

12.2 契約内容の協議

市と優先交渉権者は、添付資料 2 に示す形態の契約を締結する。

市と優先交渉権者は、基本協定を締結後、基本契約、工事請負契約、運営業務委託契約の締結に向け、契約内容について協議する。契約内容の協議は、契約書案に関する詳細の協議を行うものであり、募集要項に規定された内容及び条件の変更は行わない。

契約内容の協議が整った場合において後、市は優先交渉権者と基本契約、工事請負契約、運営業務委託契約の締結を行う。

なお、優先交渉権者の決定から特定事業契約の締結までの期間において、優先交渉権者として選定された者の提案価格では当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときには、優先交渉権者との契約内容の協議をとりやめ、または、特定事業契約を締結せず、次点交渉権者との契約内容の協議を行う。

12.3 運営事業者の設立

運営事業者の設立に際し、運営事業者の株主は、次の各号に定める事項を誓約すること。なお、詳細は契約書案に示す。

(1) 運営事業者の設立に当たり、全ての構成員が出資を行うこととする。また、構成員以外からの出資は認めない。
(2) 代表企業の議決権付普通株式の保有割合が、100 分の 50 を超えるものとする。
(3) 運営事業者は、本施設の引渡し日から事業期間を通じて、資本金を 5 千万円以上維持すること。
(4) 運営事業者の定款において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 326 号第 2 項に従い監査役並びに会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を市に提出すること。
(5) 運営事業者の株主は、市の同意を得て、運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分、増資を行うことができる。
(6) 運営事業者による本施設の運営の不具合により市が被った損害は、運営事業者が賠償するが、代表企業は、当該債務を保証すること。ただし、当該債務保証の額は、事業期間の業務委託費の 10%を上限とする。

12.4 契約の締結

市と優先交渉権者は、契約内容の協議が整った場合において、次のとおり、各契約を締結する。

12.4.1 基本協定

市と優先交渉権者は、特定事業契約の締結及び本事業の実施に向けて必要な事項を定めた基本協定を締結する。

12.4.2 基本契約

市と優先交渉権者及び運営事業者は、本事業の実施（本施設の設計・施工及び運営）に関する包括的な契約として、基本契約を締結する。

12.4.3 工事請負契約

市と工事請負事業者は、下記「12.5　工事請負契約の締結方法について」の規定に従い、本施設の設計・施工業務に関する仮契約を締結する。仮契約は、議会の議決を経て正式契約となる。

12.4.4 運営業務委託契約

市と運営事業者は、本施設の運営業務委託契約を締結する。

12.5 工事請負契約の締結方法について

工事請負契約を締結するにあたって、市は、本施設の設計・施工を担当する企業が結成した異工種 JV、若しくは本施設の設計・施工を担当する企業と工事請負契約を締結し、本企業が担わない業務については、下請負する。

なお、工事の実施にあたっては、地元企業の活用に配慮することとする。

12.6 交付金申請手続きへの協力

工事請負事業者は、市が行う交付金の申請手続き等に協力するとともに、当該交付金要綱等に適合するように設計・施工、関連資料等の作成を行うこと。

１３　契約保証金

工事請負事業者、運営事業者は、各々の契約に定める金額以上の契約保証金又はこれに代わる担保を各々の契約締結と同時に市に差し入れること。

１４　その他

14.1 費用負担

契約締結に至る上記すべての手続きのうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

14.2 使用言語等

本事業に関する対話以外のすべての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また応募に関する書類、質疑、審査等における通貨は円、単位はメートル法とする。公募説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

14.3 審査結果理由の説明請求

参加表明者は、参加資格審査以外の審査結果の理由について、以下のとおり市に説明を求めることができる。

14.3.1 説明請求の期日等

参加資格審査以外の審査結果理由の説明を求める場合には、市が通知した日の翌日から起算して 5 日以内（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）に担当部局へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。なお、当該書面は郵送または持参により提出するものとし、郵送の場合は期間の最終日の午後 5 時 00 分必着、持参の場合は期間中の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。

14.3.2 説明請求に対する回答

上記説明請求に対する回答は、請求を受けた日の翌日から起算して 10 日以内（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）に書面により行う。

14.4 応募書類の取扱い・著作権

応募に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、市は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。また、契約に至らなかった応募者の応募書類については、本審査の目的以外には使用しない。

なお、応募書類は返却しない。

14.5 債務負担行為

本事業に関する予算措置として、平成 24 年第 2 回近江八幡市議会臨時会で債務負担行為を定めている。

添付資料１：本審査の審査基準

１．総合評価の方法

予算額を超過していない最終審査対象者について、「価格点」と「非価格要素点」の合計によって「総合評価点」を算出し、総合評価点がもっとも高いものを優先交渉権者、次いで総合評価点が高いものを次点交渉権者とする。

総合評価点　＝　価格点×0.7　＋　非価格要素点×0.3

価格点と非価格要素点は、それぞれ 100 点を満点とする。
価格点と非価格要素点の比率は、70：30 とし、点数は小数点以下第 3 位を四捨五入した値とする。

２．価格点の算出方法

各最終審査対象者の提案価格（消費税相当額を除いた額）について、以下の算式に基づいて価格点を算出する。
点数は、小数点以下第 3 位を四捨五入した値とする。

価格点＝100 点×最低提案価格/提案価格

（例）A 社提案価格 20,000 百万円、最低提案価格 18,000 百万円の場合
A 社の価格点＝100 点×18,000/20,000＝90.00 点

B 社提案価格 18,000 百万円が最低提案価格である場合
B 社の価格点＝100 点×18,000/18,000＝100.00 点

３．非価格要素点の算出方法

（１）評価項目と配点

非価格要素の評価項目及び配点は以下のとおりである。

図表　非価格要素の評価項目及び配点

<table>
<tr><th colspan="2">評価の視点</th><th>配点</th></tr>
<tr><td rowspan="3">安心・安全な施設</td><td>・ 運営期間中の安全性確保の方策（トラブル発生時の対処策等）</td><td>10</td></tr>
<tr><td>・ 施設の安全性の向上のための工夫及び建設期間中の安全性確保の方策</td><td>8</td></tr>
<tr><td>・ 熱回収施設・リサイクル施設における安定的かつ効率的な稼働の実現方策</td><td>7</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業運営の安定性</td><td>・ 熱回収施設・リサイクル施設における計画的な維持管理の実現方策</td><td>9</td></tr>
<tr><td>・ SPC の経営安定化策</td><td>9</td></tr>
<tr><td>・ セルフモニタリングの考え方と市のモニタリングを容易にするための方策</td><td>7</td></tr>
<tr><td rowspan="2">環境への配慮</td><td>・ 環境負荷の低減に貢献するための方策</td><td>8</td></tr>
<tr><td>・ 施設を活用した環境意識の啓発策</td><td>7</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業の効率性</td><td>・ エネルギーを有効利用するための方策</td><td>8</td></tr>
<tr><td>・ 将来予測に対する適切な分析能力と長期間の運営を行うことによる効率性の向上策</td><td>7</td></tr>
<tr><td rowspan="3">周辺環境・地域との調和</td><td>・ 地元住民への配慮策</td><td>8</td></tr>
<tr><td>・ 本施設を周辺環境に調和させるための方策</td><td>6</td></tr>
<tr><td>・ 本施設の設置に伴う周辺地域への影響に対する配慮策</td><td>6</td></tr>
<tr><td colspan="2">合　計</td><td>100</td></tr>
</table>

（２）点数化方法

各最終審査対象者の提案内容について、各項目に関して以下に示す「評価点の付与の考え方」に基づいて評価を行い、評価点を算出する。

点数は、小数点以下第 3 位を四捨五入した値とする。

図表　評価点の付与の考え方

	判断基準	評価点の算出方法
A	優れている	配点×100%
B	やや優れている	配点× 75%
C	普通	配点× 50%
D	改善の余地がある	配点× 25%
E	改善が望ましい	配点× 0%

４．総合評価点の算出方法

価格点と非価格要素点から、１．に示す算式に基づき、総合評価点を算出する。

（例）A 社の価格点が 90 点、非価格要素点が 80 点の場合

A 社の総合評価点 ＝ 価格点×0.7 ＋ 非価格要素点×0.3
＝ 63.00 点＋24.00 点＝87.00 点

添付資料２：契約形態

① 本事業に応募する企業は、提案募集を受けて、複数の企業で構成されたグループ(コンソーシアム)を結成し、提案する。 ② 基本協定･･･優先交渉権者の決定後、市とグループの企業の連名により締結 ③ 特別目的会社(SPC)の設立･･･基本協定に基づき、構成員の出資により設立 ④ 基本契約･･･基本協定に基づき、市、構成企業及びSPCの連名により締結 ⑤ 工事請負契約･････基本契約に基づき、市と工事請負事業者間で締結 ⑥ 運営業務委託契約･･･基本契約に基づき、市とSPC間で締結

※　本図における構成企業の構成は一例である。